学校感染症による出席停止日数について

下記の感染症にかかっていると医師が判断した場合には、学校保健安全法第19条に基づき、他の子どもに感染する恐れのある間は、出席停止の措置をとらせていただきます。なおこの期間は欠席日数に数えません。

|  |  |
| --- | --- |
| 病名 | 出席停止期間の基準 |
| インフルエンザ | 発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで　＊ |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻しん (はしか) | 解熱した後３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風しん (三日ばしか) | 発疹が消失するまで |
| 水痘 (水ぼうそう) | すべての発疹が痂皮(かさぶた)化するまで |
| 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後２日を経過するまで |
| 結核 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 腸管出血性大腸菌感染症 |
| 流行性角結膜炎 |
| 急性出血性結膜炎 |
| その他　※ |

　　　　※その他・・・マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎、溶連菌感染症　など

＊インフルエンザの出席停止期間の例

ここまで

出席停止

発症後２日目に解熱した場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 |  |
| **発 症** | １日目 | ２日目 | ３日目 | ４日目 | ５日目 | **出 席**  **可 能** |  |
|  |  | **解 熱** | １日目 | ２日目 |  |  |

ここまで

出席停止

発症後４日目に解熱した場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 | 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 |
| **発 症** | １日目 | ２日目 | ３日目 | ４日目 | ５日目 |  | **出 席**  **可 能** |
|  |  |  |  | **解 熱** | １日目 | ２日目 |

　・発症した日・解熱した日はそれぞれ０日目として数えます。

医療機関で感染症と診断されましたら、その旨を学校にお知らせください。